

奨学資金借用証書

K							
---	--	--	--	--	--	--	--

金額		百	十	万	千	百	十	円
----	--	---	---	---	---	---	---	---

茨城県高等学校等奨学生として上記の金額を借用いたしました。
ついては、茨城県高等学校等奨学資金貸与条例及び同条例施行規則その他関係規定に従い、別記奨学資金返還計画書のとおりに滞りなく返還いたします。

年 月 日

ふりがな
本人氏名

住所

私どもは、奨学生に上記のとおり履行させるとともに、万一奨学生が履行しないときは、その債務を連帯して負担することを保証します。

ふりがな
連帯保証人氏名

住所

ふりがな
連帯保証人氏名

住所

茨城県教育委員会教育長 殿

特約条項
(一時償還)
第1条 茨城県教育委員会教育長(以下「甲」という。)は、奨学資金の貸与を受けた者(以下「乙」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、一時償還の請求をするものとする。この場合において、乙は償還期限(半年賦又は年賦払の場合の各支払期限を含む。)の到来前であっても、直ちに債務の全部又は一部を弁済しなければならない。
(1) 乙が奨学資金の貸与を受ける際、又はその貸与を受けた後等が当該奨学資金の全額を返済するまでの間において、甲に対して虚偽の申し出又は報告をし、若しくは故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
(2) 乙が茨城県高等学校等奨学資金貸与条例及び同条例施行規則その他関係規程に基づく義務の履行を怠ったとき。
(3) 前各号の外、甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。
(弁済の充当)
第2条 乙及び乙の連帯保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。
(管轄裁判所)
第3条 乙及び乙の連帯保証人は、当該奨学資金に関する訴訟につき、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(注意事項)
1 借用金額は貸与総額と一致し、金額の頭書には¥を付すこと。
2 本人、連帯保証人2名は、それぞれ署名の上、押印すること。
3 連帯保証人の印は、印鑑登録してあるものを用い、印鑑登録証明書を添付すること。